

平成30年度 初任者研修資料

教育実践の手引

— 特別支援学校用 —



岐阜県教育委員会 教育研修課

新規採用教員の皆さんへ

急速な技術革新や社会構造の変化など社会の一大変革期にある現代において、学校教育には、来たるべき新しい社会に必要とされる人間像を念頭に置き、子供たちにどのような力が必要なのか、そのためにはどのような学びが最適なのかを常に考え、改善し続けることが求められています。

本県では、高い志とグローバルな視点をもって自分の夢に挑戦し、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する「地域社会人」を目指すべき人間像として掲げ、その実現のために、子供たちに、生きるための3つの力（自立力・共生力・自己実現力）をバランスよく育むことを目指しています。

新規採用教員である皆さんもこうした理念を深く理解した上で、子供一人一人に対する深い愛情をもち、教育活動に全力で打ち込み、子供の個性や学力の伸長を支援してほしいと思います。そのためには、自己研鑽に励み、教員としての実践的指導力を高め、子供、保護者、地域の人々、そして同僚から信頼される豊かな人間性を身に付けなければなりません。これは初任者に限らず、全ての教員に求められることですが、とりわけ新規採用からの3年間は、これからの教師生活の土台を築きあげる最も大切な時期です。

これから始まる初任者研修は、教育公務員特例法に位置付けられ、「実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける」ことを目的として実施される重要かつ意義深い研修です。1年間を通じて、真摯かつ謙虚な姿勢、主体的かつ創造的な態度で研修に取り組み、また、同期採用の仲間同士で情報を共有したり、意見を交わしたりすることによって、互いに刺激し合い、切磋琢磨することが大切です。

皆さんが、「幅広い教養と高い専門性をもち、常に学び続ける教師」、「誰一人悲しい思いをさせない、愛情と使命感あふれる教師」、「指導方法を工夫し、児童生徒に確かな学力をつける教師」を目指し、研修に努めてくれることを期待しています。

平成30年3月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

岐阜県が目指す教育

岐阜県では、平成26年3月に県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにした「第2次 岐阜県教育ビジョン」を策定しました。この教育ビジョンは、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、岐阜県の教育を推進していくための新たな指針であり、平成26年度から平成30年度にかけての5年間の計画が示されたものです。本県教育の基本理念を踏まえ、重点目標を達成していくための教育の推進が求められています。

第2次岐阜県教育ビジョン ～「清流の国」の明日をひらく人づくり～

基本理念

「ぎふの人間像」の実現

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、
家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、
地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」

この理念に基づいて、岐阜県の子供たちには、「清流スピリット（ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心）」を育ていくとともに、3つの力（自立力・共生力・自己実現力）をバランスよく身に付けさせていきます。

【3つの力】

- 自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応しながら、たくましく生き抜いていく力（自立力）
- 他者との共感や思いやりの心に基づき、「人と人、人と社会、人と自然」との関わりやつながりを大切に、協調性をもって豊かな人間関係を広げ深めていく力（共生力）
- 想像力と創造力を発揮しながら、高い志をもって夢に挑戦し続け、グローバルな視野で様々な課題を考えつつ、身近な地域や社会の発展のために貢献できる力（自己実現力）

【地域社会人とは】

岐阜県で生まれ育った子供たちが、将来この「ふるさと岐阜」の地に根を下ろし、「3つの力」をバランスよく身に付けながら、

- ①社会を生き抜くための確かな学力と自己肯定感に裏付けされた豊かな人間性を備え、
- ②高い志とグローバルな視野をもって未来を切りひらく新しい価値を創造し、
- ③個人や社会の多様性を尊重しつつ、持続可能な地域社会づくりに貢献するとともに、
- ④「清流スピリット」を次の世代へとつなげていくことができる

人材を、「地域社会人」と位置付けています。

また、少子高齢化や過疎化が進む中、それぞれの地域における人々の暮らしや自然、文化や産業など、地域社会が今後も持続的に発展していけるかという観点から、問題意識をもって学び、行動できる人材の育成を図ります。

基本目標《基本理念の実現に向けた5つの方向性》

- 【基本目標1】 確かな学力の育成と多様なニーズに対応した教育の推進
- 【基本目標2】 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
- 【基本目標3】 魅力ある教職員の育成と安全・安心な教育環境づくりの推進
- 【基本目標4】 学校・家庭・地域の連携による教育コミュニティづくりの推進
- 【基本目標5】 生涯にわたる学習・文化・スポーツの推進

<岐阜県教育委員会ホームページ> 「第2次岐阜県教育ビジョン」

http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/kyoiku-iinkai/17765/seisaku/index_6097.html

目 次

| | | |
|------------------------------------|-------|----|
| 1 初 任 者 研 修 | | 1 |
| 2 教 員 の 職 責 及 び 教 育 の 目 的 と 目 標 | | 2 |
| 3 社 会 人 と し て の 心 構 え | | 3 |
| 4 学 習 指 導 要 領 | | 6 |
| 5 授 業 実 践 に 当 た っ て | | 7 |
| 6 総 合 的 な 学 習 の 時 間 | | 11 |
| 7 特 別 活 動 | | 12 |
| 8 生 徒 指 導 | | 13 |
| 9 進 路 指 導 | | 15 |
| 10 人 権 教 育 | | 16 |
| 11 主 権 者 教 育 | | 17 |
| 資料1 初任者研修制度の法的根拠 | | 18 |
| 資料2 教員の身分と服務 | | 19 |

1 初任者研修

(1) 研修の意義

「研修」は、「研究」と「修養」を内容とする。

教育公務員特例法

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

教育は、未来に生きる人間を対象として営まれるものであり、その成果は教育に携わる指導者によって大きく左右されるものである。したがって、教員は常に公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見を高め、指導力の向上を目指して努力しなければならない。

「研究」は専門教科・科目の学問的な研究のほか、教材研究、学習指導法の研究、生徒指導上の諸研究（幼児児童生徒理解、カウンセリング等の研究）、校務分掌上の諸研究、特別活動に関する研究、その他の研究（部活動、学校図書館活動等）など多岐にわたる。

教員の場合、新任当初から経験豊富な教員と同様に授業を担当することになる。その新任教員にとって、第一に必要なことは、教材の研究・学習指導法の研究によって、授業を適切に実施する力を身に付けることである。

「修養」は、学問を修めると同時に、人間として、教員としての人格向上や成長に努める努力を、生涯にわたって続けることである。

(2) 初任者研修のねらい

教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

(3) 校外研修

初任者は、校外において年間17日間の研修を受ける。詳細は『初任者研修の手引』を参照すること。

(4) 校内研修

初任者は、校内における具体的実践に基づいて、教科指導や特別活動等の研修を受ける。校長は、指導教員や教科指導員の参画を得て、週6時間程度、年間180時間以上の年間指導計画を作成する。このうち、120時間程度を「授業参観」「授業研究」「研究授業」の授業研修に充てる。また、60時間程度を一般研修に充てる。詳細は『初任者研修の手引』を参照すること。

2 教員の職責及び教育の目的と目標

(1) 教員の職責

公立学校の教員は、公務員として全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではなく、公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職務の遂行に務めなければなりません（憲法第 15 条，教育基本法第 9 条，地方公務員法第 30 条）。

服務に当たっては、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法 32 条），信用失墜行為の禁止（同 33 条），職務上知り得た秘密を守る義務（同 34 条）などを遵守して、服務の厳正を期すことが大切です。

(2) 教育の目的と目標

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を期すことを目的として行われます（教育基本法第 1 条）。

また、その目的を実現するため、「1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同 2 条）。

さらに、高等学校は、「中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すこと」を目的としています（学校教育法第 50 条）。

そのために、「1 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。2 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

3 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。」を目標として行われます（同 51 条）。

(3) コンプライアンスの順守

「岐阜県教職員コンプライアンス・ハンドブック」を常に手元に置き、順守しましょう。

3 社会人としての心構え

組織は「人」と「仕事」と「階層」で成り立っています。しかも成員は共通の組織目標に向かって、それぞれの役割に従い、個人の能力を最大に発揮できるものでなければなりません。

(1) 大切な協調性

- ア 組織の一員としての自覚をもち、組織全体における自分の役割を考えて行動することが大切です。
- イ 組織では職務や年齢を異にした人々が、いろいろな役割をもって働いているので、それぞれの立場の人々の役割を理解することが大切です。
- ウ 職場の和を乱すような勝手な言動や態度を慎まなければなりません。
- エ 公私混同をしないように心がけることが大切です。
- オ 職場の雰囲気慣れ、職場の話題にとけ込むよう心がけることが大切です。

(2) 積極的な姿勢

- ア 初めは分からないのが当たり前です。何でも上司や先輩に積極的に聞くことが大切です。
- イ 積極的に人間関係をよくするように努め、先輩からの指導や意見に耳を傾け、自分の非は素直に認めるようにしましょう。
- ウ 批判するより、まずは自ら行動することを心がけましょう。
- エ 仕事は、全て自分を成長させる生きた教材であると考え、率先して遂行しましょう。
- オ 何でも話せる、聞いてもらえる友人や先輩をつくることは、大切なことです。

(3) 職場での態度

職場は「勤務」だけをすするところではありません。「教養」や「品格」を磨く人格形成の場でもあります。自分本位の振る舞いは避け、他人に迷惑をかけたり、不快感を与えたりしないことが大切です。「親しき仲にも礼儀あり」、上司や先輩には節度を、同僚には誠意をもって接するように心がけましょう。態度や服装、言葉遣いなどは人に与える印象を大きく左右するので、常に注意することが必要です。

- ア 明るく朗らかな態度を心がけましょう。お互いに相手を信頼し合い、よい人間関係をつくるように努力しましょう。
- イ 相手の立場や気持ちを考えて人に接しましょう。
- ウ 服装・頭髪・身だしなみは、いつも清潔にするように心がけましょう。
- エ 身のまわりの整理整頓に気を配りましょう。常に健康ではつらつと、身の周りを明るく清潔に、働きやすく整理整頓していると、周囲や来客から好感をもたれ、仕事が円滑に進められます。

(4) 話し方（誰に対しても気持ちのよい挨拶ができる人間に）

言葉は、自分の考えを他人に伝えるコミュニケーションの手段です。こちらの考えていることを、正確に相手に分かってもらわなければなりません。「ものも言いようで角が立つ」と言いますが、ちょっとした言い方で随分感じが違ってきます。したがって、話し方の基本を十分に身に付けておくことは、社会人としての大切な要素です。

ア まず挨拶から

- ①誰に対しても、どこでも、積極的に自分から挨拶をしましょう。
- ②朝、出勤したら、相手より先に「おはようございます」、帰りには「お先に失礼します」の挨拶を心がけましょう。
- ③呼ばれたら、「はい」と気持ちのいい返事を心がけましょう。
- ④依頼する際は「お願いします」とはっきりと、そして、事後に「ありがとうございました」と感謝の言葉を大切にしましょう。
- ⑤出張から帰ったときは、職場の方にお礼の言葉を伝え、復命を行いましょ。

イ 相手に分かるように話す（相手の立場になって）

- ①俗語や方言をできるだけ避けて、時と場に応じた適切な言葉遣いに心がけましょう。
- ②大切な要点は、あらかじめメモで整理しておいてから話すようにしましょう。
- ③相手の話の腰を折らないようにしましょう。
- ④工作中、会話中の方には、仕事、話の区切りを待ってから、話しかけるようにしましょう。
- ⑤座って仕事をしているときには、立っている方に話しかけられたら、立ち上がって対応するようにしましょう。
- ⑥明るい声で、はっきりとした語調で話しましょう。

ウ 敬語を正しく使う（間違いやすい敬語に注意）

- ①それで結構ですか。（×） → それでよろしいでしょうか。
- ②今何と申しましたか。（×） → 今何とおっしゃいましたか。
- ③先生は、いつ参られますか。（×） → 先生は、いついらっしゃいますか。
- ④校長先生はいらっしゃいません。（×） → 校長は不在です。

(5) 来客の応対

誰に対しても分け隔てなく親切に、丁寧に、誠実に対応することが大切です。

ア 来客を迎えるとき

- ①椅子に腰掛けたままでなく、必ず立ち上がって迎えましょう。
- ②来客が困らないよう、気が付いた人が率先して対応しましょう。

イ 案内するとき

- ①来客とあまり間隔を空けないで、斜め前に立って案内をします。
- ②どんな場合でも来客優先を忘れないようにしましょう。
- ③ドアの開閉は、外開きの場合は、来客を先に招き入れ、内開きの場合は、先に室内に入って招き入れます。

ウ 見送るとき

- ①ドアのところか、玄関のところまで見送りましょう。
- ②自動車の客には、発車に際して一礼して見送りましょう。

(6) 電話の対応

電話の対応では、相手の姿が見えないだけに、一層礼儀正しさがが必要です。明るく感じのよい電話のかけ方、受け方を身に付けることが大切です。

ア 一般的な心構え

- ①いつもメモを用意するようにしましょう。
- ②適切な音量を心がけましょう。大声はまわりに迷惑をかけ、相手にも聞きづらいものです。
- ③相手によって態度を変えないようにしましょう。また、相手を待たせないようにしましょう。待たせたときには、誠実にお詫びをしましょう。
- ④私用で電話を使うことは慎みましょう。
- ⑤敬語を正しく使いましょう。

イ 電話をかけるとき

- ①何を話すか決め、要点をメモしておき要領よく簡潔に話しましょう。
- ②相手が出たらすぐに名乗り、相手を確認しましょう。
- ③感じのよい挨拶をしてから用件を告げましょう。
- ④長電話にならないよう的確に用件を話し、終わりには忘れずに挨拶をしましょう。
- ⑤電話を切るときには、相手が不快な思いをしないように気を付けましょう。

ウ 電話を受けるとき

- ①ベルが鳴ったら、できるだけ早く出て、こちらの学校名や氏名を名乗るとともに、相手を確認しましょう。
- ②3回以上ベルが鳴ってから受けたときは、「お待たせしました」と、必ず言いましょう。
- ③用件を聞いてメモを取り、大切なことは復唱し、伝言は必ず伝えましょう。
- ④調べて答えるときは、長く待たせないようにします。長くかかるようなら、いったん切ってかけ直しましょう。
- ⑤個人情報に関する問い合わせ等については、安易に返答せず、相手の連絡先を記録し、いったん電話を切って、校長・教頭に相談しましょう。

エ 電話を取り次ぐとき

- ①誰に用件があるかを確認し、迅速にその人に取り次ぎましょう。
- ②指名の人が不在のときは、こちらからかけ直すか、いつ連絡が取れるかを知らせましょう。
- ③自分で判断しかねるときは、必ず上司又は担当者に取り次ぎましょう。

4 学習指導要領

(1) 学習指導要領とは

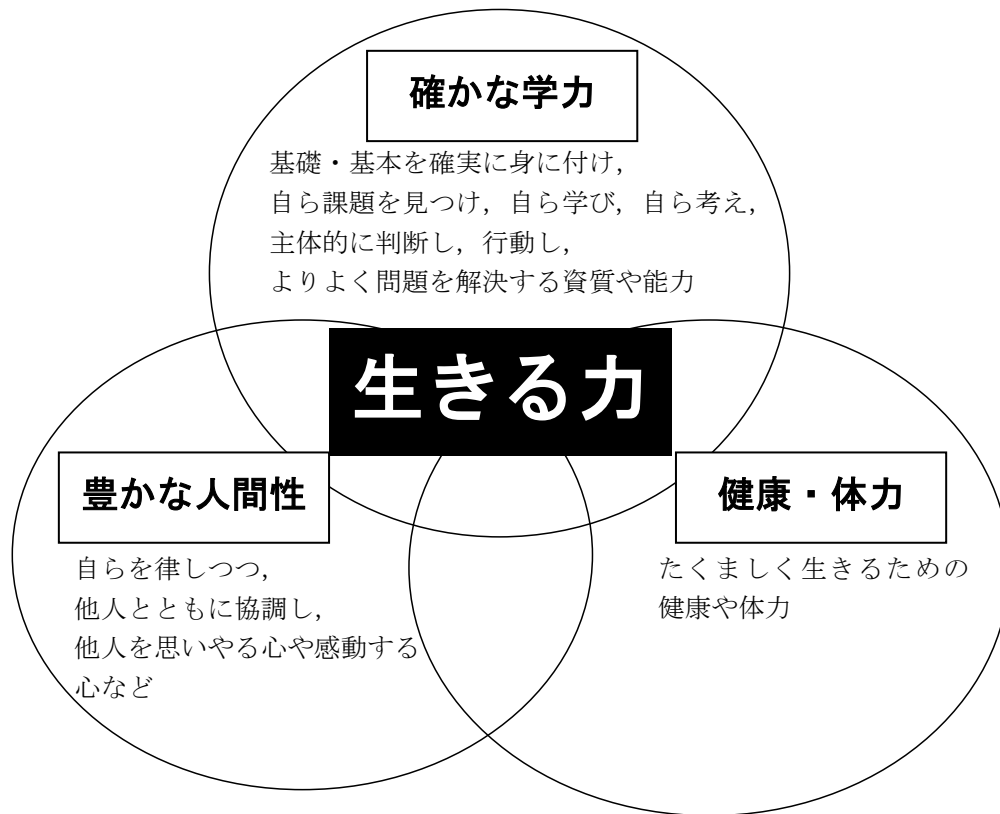
全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育が受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めている。これを「学習指導要領」という。

「学習指導要領」は、戦後すぐに試案として作られ、現在のような形で定められたのは昭和33年のことであり、それ以来、ほぼ10年ごとに改訂が繰り返されてきた。現行の学習指導要領は、高等学校では平成25年度入学生から学年進行で、また、特別支援学校においては、それぞれの学校段階に準じて実施されている。

(2) 学習指導要領の基本的なねらい

ア 教育基本法改正等で明確となった教育理念を踏まえ、知・徳・体の調和を重視した「生きる力」（下図参照）をはぐくむ。

イ 基礎的・基本的な知識・技能，思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し，これらを調和的にはぐくむ。



(3) 学習指導要領の改訂の基本的な考え方

ア 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領の改訂

イ 「生きる力」という理念の共有

ウ 基礎的・基本的な知識・技能の習得

エ 思考力・判断力・表現力等の育成

オ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保

カ 学習意欲の向上や学習習慣の確立

キ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

5 授業実践に当たって

幼児児童生徒はそれぞれ障がいの状態及び発達段階、能力・適正、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっている。幼児児童生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには、教師はこのような個々の幼児児童生徒の障がいの状態及び発達段階や特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要である。それにより、幼児児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに、自分自身のものの見方や考え方をもてるようにすることが大切である。

(1) 基本的な流れ

- ①的確な実態把握を行う。
- ②個々の幼児児童生徒に応じた適切な指導目標を設定する。
- ③個別の指導計画を作成する。
- ④個別の指導計画に基づいた指導を実施する。
- ⑤指導の評価を行う。
- ⑥指導の改善に努める。

(2) 個別の指導計画の作成

各教科等の指導に当たっては、個々の幼児児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

個別の指導計画は、幼児児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、幼児児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。

したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行う必要がある。

(3) 学習指導案の作成

- ①幼児児童生徒の実態を的確に把握する。
- ②付けたい力を明らかにする。
→本時の指導を通して幼児児童生徒にどのような力をつけたいのかを明確にする。
- ③単元（題材）及び本時で扱う内容を明らかにする。
→学習指導要領や年間指導計画、個別の指導計画を土台にして、扱う内容を明らかにする。
- ④指導の重点化を図る。
→内容のどこに重点を置くか、あらかじめ十分に検討しておく。幼児児童生徒の実態を踏まえ、重点化を図ることが大切である。
- ⑤評価の場面や方法等を明らかにする。
→授業の評価規準に基づき、授業の中でどのような評価を行うかを明確にする。

(4) 個別の教育支援計画について

※『障がいのある児童生徒（発達障がいを含む）に対する一貫した支援のための「個別の教育支援計画の作成と活用，確実な引継の徹底について（通知）」
教特第495号 平成27年11月30日 参照

① 個別の教育支援計画とは

○ 文部科学省定義

〔障害のある幼児児童生徒のニーズを正確に把握し，教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に，福祉，医療，労働等の関係機関と連携を図りつつ，乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って，一貫して的確な教育的支援を行うために，障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。〕

○ 特別支援教育の推進について（通知） 平成19年4月1日文部科学省

〔特別支援学校においては，長期的な視点に立ち，乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため，医療，福祉，労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。〕

〔小・中学校等においても，必要に応じて，「個別の教育支援計画」を策定する等関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。〕

② 個別の教育支援計画の作成にあたって

○ 特別な支援を要する幼児児童生徒のニーズを早期に把握し，支援の必要性について本人・保護者と共通認識を醸成すること。

○ 「個別の教育支援計画」に記載された支援内容等について同意する旨の本人・保護者の署名（捺印）欄を設け，関係機関との連携の下，学校・本人・保護者との合意形成に基づいて作成すること。

○ 学校と関係機関等とが連携して，個別の教育支援計画に記述された目標や内容，支援状況やその成果等について，適宜，評価し改善を行うことにより，より適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

○ 個々の教育的にニーズに応じて連携協力する相手や内容・方法を工夫することが大切である。

○ 個別の教育支援計画には，多くの関係者が関与することから，個人情報等の保護に十分留意することが必要である。

○ 個別の教育支援計画と関連するものに，個別の指導計画があるが，それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して，相互の関連性を図ることに配慮する必要がある。

(5) 各教科等

① 領域・教科を合わせた指導

各教科，道徳，特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うこと。
→知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては，この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であるため実施する。

○「日常生活の指導」

日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

○「遊びの指導」

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。

○「生活単元学習」

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。また、小学部において、児童の知的障がいの状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もある。

○「作業学習」

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

②自立活動

○学校における自立活動の指導は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うもの。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うように配慮しなければならない。

○自立活動の内容

- 1 健康の保持
- 2 心理的な安定
- 3 人間関係の形成
- 4 環境の把握
- 5 身体の動き
- 6 コミュニケーション

(6) ICT 機器の活用

ア ICT (Information and Communication Technology) 活用指導力

教育の情報化の時代において、ICT 活用指導力は全ての教員に求められる基本的な資質能力である。教員が授業で適切に ICT を活用することで、幼児児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確に把握させたり、基礎的・基本的な内容の定着を図ることができる。また、教員は、幼児児童生徒が必要な情報を収集・選択したり、わかりやすく表現・伝達したりするために、幼児児童生徒が ICT を適切に活用して効果的に学習を進めることができるように指導する能力を高めていくことが求められている。

| ICT活用力 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力・授業中にICTを活用して指導する能力・幼児児童生徒のICT活用を指導する能力・情報モラルなどを指導する能力・校務にICTを活用する能力 |

イ 学校間総合ネット

岐阜県教育委員会では、学校における ICT 活用がすすめられるよう、県内の学校及び教育機関をネットワークで接続した「岐阜県学校間総合ネット」(<http://www.gifu-net.ed.jp/>)を整備し、様々なサービスを提供している。

| 学校間総合ネットの主なサービス |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・インターネットによる教育用コンテンツの提供（「岐阜県まるごと学園」）・遠隔共同学習を可能とするテレビ会議システム・教職員による情報交換や情報共有を可能とする教職員メールシステム・スケジュールや施設・設備及び文書等の共有を可能とするグループウェア・各学校の情報発信を可能とするWebページ |

ウ 情報モラル指導

社会の情報化に伴い、ネットワークや ICT 機器を安全で有効に活用できるよう、全ての幼児児童生徒に「情報モラル」を身に付けさせる指導が必要である。

情報モラルの指導は、全ての教科、総合的な学習の時間、特別活動、SHRなど、全教育活動を通して、機会を捉えて行わなければならない。指導にあたっては、日常のモラルを育成するとともに、ICT の仕組みを適切に理解させること。

情報モラル指導を行うには、まず教員自身が情報モラルについて学び、幼児児童生徒の実態と情報社会の進展とともに変化する特性を理解する必要がある。以下の資料等を参考に研修をすすめてもらいたい。

【参考資料】

学校教育－情報モラル実践事例集（文部科学省）

http://jouhouka.mext.go.jp/school/moral_zirei/moral_zirei.html

岐阜県教育委員会 情報モラル関係資料

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/kyoiku-iinkai/gakko-anzen/jyouhoumoraru.html>

エ 情報セキュリティ

学校では多くの個人情報を取り扱う。個人情報の漏えい、紛失等の防止に努め、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。日頃から、危機意識とリスク回帰のための対策について理解するとともに、情報管理の高い意識をもって情報を取扱う必要がある。

オ 学校における著作権

学校には「教育目的であれば、他人の著作物を無断で利用できる」との誤解があるが、これは間違いである。教員は、学校現場に係る主な権利制限規定を理解し、著作権者の利益を不当に害することのないようにしたい。そして、授業を通して、他人の権利を尊重できる幼児児童生徒を育成するように工夫すること。

6 総合的な学習の時間

(1) 教育課程上の扱い

- ・視覚障がい者，聴覚障がい者，肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校
→ 小学部第3学年以上，中学部，高等部で実施する。
- ・知的障がい者である児童生徒又は生徒に対する教育を行う特別支援学校
→ 中学部，高等部で実施する。

(2) 目標

- ・横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して，自ら課題を見付け，自ら学び，自ら考え，主体的に判断し，よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに，学び方やものの考え方を身に付け，問題の解決や探究活動に主体的，創造的，協同的に取り組む態度を育て，自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

(3) 配慮事項

- ア 児童又は生徒の障がいの状態や発達の段階等を十分考慮し，学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
→学習活動が効果的に行われるための配慮事項である。特別支援学校に在籍する児童生徒の障がいの種類や程度，発達の段階や特性等は多様であることから，個々の児童生徒の実態に応じ，補助用具や補助的手段，コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど，学習活動が効果的に行われるよう配慮することが大切である。
- イ 体験活動に当たっては，安全と保健に留意するとともに，学習活動に応じて，小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。
→体験活動に当たっての配慮事項である。体験活動としては，例えば，自然にかかわる体験活動，ボランティア活動など社会とかかわる体験活動，ものづくりや生産，文化や芸術にかかわる体験活動，交流及び共同学習などが考えられるが，これらの体験活動を展開するに当たっては，児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保，健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められる。

7 特別活動

特別活動は、学校教育における固有の教育活動であり、児童生徒の学校生活を支える基盤をなすとともに、社会の構成員として自己表現を図る資質や能力の育成を目指す教育活動として[生きる力]の育成と深く結びついている。

(1) 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

(2) 配慮事項

ア 少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。

→特別活動の実施に当たって最も重要な点は、望ましい集団の構成と活発な活動にあるが、特別支援学校における一学級当たりの児童生徒数は、小・中・高等学校に比較するとかなり少なくなっており、学級を単位として行われる学級活動及びホームルーム活動を実施する上で、集団の構成上創意工夫が必要になることが多い。このため、「適宜他の学級や学年と合併する」ことなどによって、少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要になる。

イ 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障がいの状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

→「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮事項である。実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要である。

ウ 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

→知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、特別活動の内容を指導する場合においても、他の教科等の内容の指導と同様に、個々の児童生徒の知的障がいの状態や経験等を考慮することが重要である。このことについては、視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、知的障がいを併せ有する児童生徒に対して指導を行う場合も、同様に配慮することが大切である。

特別活動の内容の指導においても、児童生徒一人一人の知的障がいの状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、特に、生活に結び付いた内容を、実際の場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。

8 生徒指導

(1) 生徒指導の充実

学校は、幼児児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。幼児児童生徒一人一人は興味・関心などが異なることを前提に、幼児児童生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、存在感を実感することが求められており、そのために生徒指導の一層の充実を図ることが必要である。生徒指導は、幼児児童生徒一人一人の人格を尊重しながら、規範意識を育むなど、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助することである。すなわち、生徒指導は、全ての幼児児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての幼児児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものなるようにすることを目指すものであり、単なる幼児児童生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

(2) 生徒指導の目標

- ア 一人一人の幼児児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図る。
- イ 社会的資質や行動力を高め、自己指導能力を育成する。

(3) 指導の際の留意点

- ア 幼児児童生徒理解に努める。
 - 一人一人の個性を把握し生かしていくために、個々の幼児児童生徒のもつそれぞれの特徴や傾向をよく理解することが大切である。そのためには、幼児児童生徒のわずかな変化も見逃さない感性を日頃より磨いていく努力が必要である。
- イ 共感的な人間関係を構築する。
 - 教員と幼児児童生徒という関係の中で、幼児児童生徒を一人の人間として人格を尊重することが大切であり、共感的な理解に基づく人間関係の構築が不可欠である。
- ウ 自己存在感をもたせる。
 - 学校生活において、幼児児童生徒が集団に埋没しないで、集団の一員としての確たる存在感を抱くことは、自己のもつ能力・適性等を発揮し、自己実現を図るとともに、望ましい社会的な資質・態度の育成のうえからも重要である。
- エ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。
 - 幼児児童生徒が日常の生活のさまざまな場面で、自らの行動を選択・決断し、実行し、責任をとるという経験（自己決定の場）を幅広くもつことの積み重ねが大切である。
- オ 全校体制で指導する。
 - 全教職員の共通理解と共通行動があつてこそ、指導がより確かなものとなる。

(4) 危機管理対応について

- ア 危機管理の4段階
 - ①問題行動や事故等の**予知・予測**
 - ②問題行動等の**防止**
 - ③問題行動等への**対応**
 - ④問題行動等の**再発防止**

イ 危機管理の鉄則

- さ 最悪を想い 最初の対応を慎重に行う
- し 慎重, かつ 指揮系統をはっきりさせる
- す 素早く 推測で動かず, 正確な情報を得る
- せ 誠意をもって 戦略と戦術にたける
- そ 組織で対応 組織の役割分担を明確にする

ウ 情報共有

- ほう 報告
- れん 連絡
- そう 相談

(5) 教育相談について

子供たちの、「心」のサインを見逃さない対応が必要。

- ア 個々の幼児児童生徒の理解に必要なかつ適切な資料収集をする。
- イ 全幼児児童生徒を対象として, 幼児児童生徒の能力, 適性等を最大限発揮できるように努める。
- ウ 保護者との連携を密にし, 幼児児童生徒, 教員, 保護者による相談形態も大切にする。
- エ 場合によっては, スクールカウンセラー, 専門医等との連携を積極的に進める。
- オ 学級・ホームルーム担任による教育相談だけでなく, 学校全体で相談活動が行われるよう学校として教育相談体制の確立を図る。

(6) 幼児児童生徒指導の今日的課題

- ア 学校適応指導
- イ 教育相談
- ウ 学業指導
- エ 進路指導
- オ 学級・HR指導
- カ 部活動指導
- キ 児童会・生徒会指導
- ク いじめ・不登校
- ケ 暴力・脅迫・恐喝
- コ 性にかかわる問題
- サ 喫煙・飲酒・薬物乱用
- シ 虐待
- ス 万引き等の窃盗
- セ 情報モラルにかかわる問題 等

9 進路指導

(1) 進路指導とは

進路指導とは「生徒の個人資料，進路情報，啓発的経験および相談を通じて，生徒が自ら，将来の進路の選択，計画をし，就職または進学して，さらにその後の生活によりよく適応し，進歩する能力を伸長するように，教師が組織的・継続的に指導・援助する過程」（中学校・高等学校の進路指導の手引）とされている。

よく，進路指導は卒業時における就職や進学の指導・あっせんと考えられているようであるが，本来の進路指導とは，児童生徒の個人資料，進路情報，啓発的経験及び相談を通じて，児童生徒が自ら，将来の進路選択・計画をし，就職又は進学をして，さらにその後の生活によりよく適応し，進歩する能力を伸長するように，教師が組織的・継続的に指導・援助する過程であり，どのような人間になり，どう生きていくことが望ましいのかといった長期的展望に立った人間形成を目指す教育活動である。

<教育活動としての進路指導>

- 1 進路指導は，一人一人の幼児児童生徒が自己理解を深めるための教員の指導・援助。
- 2 進路指導は，一人一人の幼児児童生徒が自己と社会のかかわりについて深く考えさせるための教育活動。
- 3 進路指導は，一人一人の幼児児童生徒の個性に応じて将来の進路の決定を援助する教育活動。
- 4 進路指導は，教職員の協力的な指導体制によって運営される教育活動。
- 5 進路指導は，それぞれの学校が幼児児童生徒の家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携・協力のもとに運営される教育活動。

すなわち，進路指導の本質は単に卒業時における就職や進学の指導・斡旋ではなく，幼児児童生徒自らが，将来の進むべき道を選択し，自ら進路を決定できる能力を育成するとともに，自分の生きがいと深くかかわる進路についての自覚を深めさせるために行う指導・援助である。

(2) 進路指導を効果的に進めるために

校長や副校長，教頭の指導の下，全教職員の共通理解を図るとともに，進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し，学校全体として協力して進めることが重要である。学級・ホームルーム担任の教師をはじめ，教師が相互に密接な連絡をとりながら，それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。さらに，進路指導において，保護者の理解と協力が不可欠であり，個別の教育支援計画を活用しながら，保護者とともに進路指導を進め，地域社会や福祉，労働等の関係機関との連携を十分に図って取り組むことが重要である。特に，幼児児童生徒が主体的に進路を選択できるように，労働関係機関等と連携を図り，幼児児童生徒や保護者に対して適切な時期に必要な情報を提供できるようにすることが重要である。さらに，特別支援学校中学部においては，自校の高等部に進学する生徒が多いことから，高等部で何を学ぶのか，しっかりとした目的意識をもって進路選択ができるよう，保護者と密接な連携を図りながら指導を進めていく必要がある。

10 人権教育

(1) 人権問題

21世紀は「人権の世紀」と言われる。我が国では、基本的人権の尊重を憲法の基本理念の一つとしており、人権は「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」とされている。

しかし、社会においては、いまだに、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別などの人権侵害が存在している。特に、最近では、いじめや体罰、児童虐待などといった子どもに関する人権問題、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害といった人権問題に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、障害のある人や東日本大震災からの避難者に対する偏見や差別意識を背景として引き起こされた重篤な事案などが、社会的な関心を集めている。

(法務省：平成29年度啓発活動重点目標【趣旨】等を参照。)

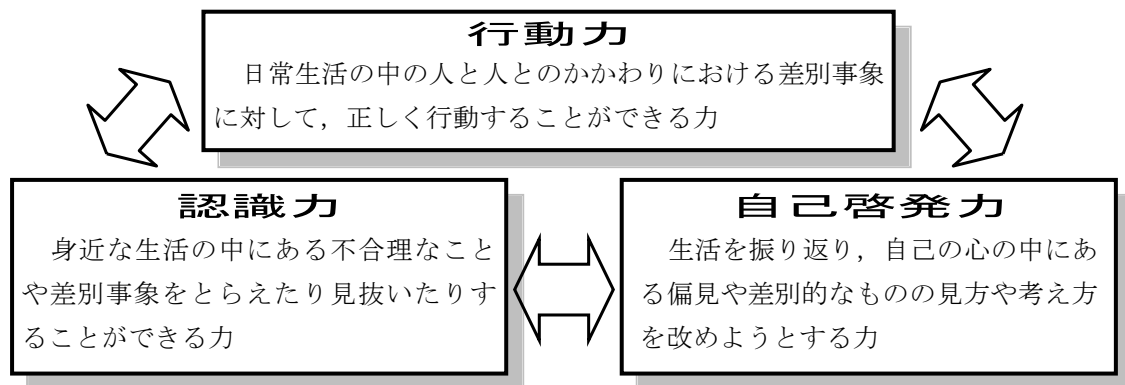
(2) 学校における人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を言い、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付き、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるようになるためには、人権教育の推進が図られなければならない。

人権教育の推進に当たっては、これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和教育を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高めていくことが大切である。

また、学校教育においては、教師が何を目指してどのようなことを発言し行動するか、その言動が、子どもに与える影響は大きい。教師がこのことを自覚し、意識的・継続的に人権教育に取り組むことによって、教師自身の人権感覚も磨かれていくことになる。

教師は、同和教育をはじめとする様々な人権問題は必ず解決できるという認識と解決への意欲、態度を育てることを目的とし、次の三つの力の育成に向けて、日々の指導内容や方法について研修を深めていかなければならない。



(3) 自己肯定感を高めること

人権教育を推進するに当たって、国は、「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第一次とりまとめ〕の中で、人権教育の目標を次のように定めている。

一人一人の幼児児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする。

ここに「自分の大切さとともに」とあるように、自己肯定感を高めることは「認識力・自己啓発力・行動力」の三つの力を育むために大変重要なことである。それは、誰もが自分を大切にすることができてこそ、他の人の大切さを認めることができるからである。自分の人権の大切さを理解してこそ、身近な生活の中にある不合理や差別事象を捉えることができる（認識力）。同様に自分の心の中にある偏見や差別的なものを見方や考え方を改めようとすることができる（自己啓発力）。そして、差別事象に対して正しく行動することができる（行動力）。自己肯定感を高めることは、人権教育の基盤であると言える。

11 主権者教育

(1) 「公職選挙法」の一部改正（平成27年6月19日公布，平成28年6月19日施行）

選挙権を有する者の年齢が，満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。

(2) 実施に当たっての留意事項

全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように，公民科はもとより，各教科，総合的な学習の時間などにおいて，話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められます。また，指導に当たっては，外部の公的機関と連携するなど，実践的な学習に積極的に取り組むことが求められます。

政治や選挙に関する知識はもとより，根拠を判断し，討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力，他人の意見に十分耳を傾け，これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で，満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒を区別する必要はありません。

しかしながら，満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒は，選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ，満18歳以上の生徒が，同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要があります。

(3) 学校における「指導上の政治的中立の確保」等に関する留意事項

政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を取り扱うことは，生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことに役に立つなどの効果が考えられます。

一方，政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には，学校が政治的中立性を保ちつつ，政治的教養を育む指導を行うために，下記のような点に留意して行うことが必要です。

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題については，種々の見解があり，一つの見解が絶対的に正しく，他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに，一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから，一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。
- ・多様な見方や考え方でできる事柄，未確定な事柄等を取り上げる場合には，生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要であること。
- ・その際，教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また，特定の事柄を強調しすぎたり，一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど，特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。

なお，補助教材を活用する際には，「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日文部科学省通知）にも留意すること。

参考資料

- ・「主権者教育」の推進 岐阜県版 指導の手引き（平成28年3月岐阜県教育委員会発行）
- ・副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」（平成27年9月総務省，文部科学省）
- ・副教材活用のための指導資料「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために活用のための指導資料」（平成27年9月総務省，文部科学省）

資料1 初任者研修制度の法的根拠

<教育基本法>

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

<教育公務員特例法>

(条件附任用)

第12条 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第22条第1項に規定する採用については、同項中「6月」とあるのは「1年」として同項の規定を適用する。

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（政令で指定する者を除く。）に対して、その採用の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

(研修計画の体系的な樹立)

第25条 任命権者が定める初任者研修及び10年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならない。

資料2 教員の身分と服務

公立学校の教員は、児童生徒を指導する**教育の専門家としての立場**とともに、**教育公務員、地方公務員としての立場**をもち、**いろいろの義務や制限が課せられている**。したがって、**公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として信頼されるように努めなければならない**。

○身分
・公立学校の教員は、「地方公務員」としての身分をもち、地方公務員法の適用をうける。しかし、教育という職責の特殊性に基づき、「教育公務員」としての特例が教育公務員特例法等に設けられている。

○服務
・服務とは、職員が守るべき義務ないし規律。

○服務の
根本基準
・地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と、職員が公務に従事する上において基本となる規準を示している。

これから、義務、制限、禁止の条項が導かれている。

- ①服務の宣誓（地方公務員法第31条）
- ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

○服務の
宣言
・職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
(地方公務員法第31条)

・新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第一による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

(岐阜県職員等の服務の宣誓に関する条例第2条)

別記様式第一

宣 誓 書

わたくしは、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

わたくしは、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、県民全体の奉仕者として、法令に従い、誠実、かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。

平成 年 月 日

氏 名 印

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。（地方公務員法第32条）
 - ・法令等に従うのは、当然のことである。
 - ・職務上の命令に従うのは、学校の組織の統一性を確保し、全職員が共通の意志のもとで教育活動に当たるために必要なことである。

- 信用失墜行為の禁止
 - ・職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。（地方公務員法第33条）
 - ・特定の職員の行動が、学校の職員全体の行為、又は教員一般の行為として受け取られる場合がある。このことから、職務の遂行とは直接関係のない職員個人の行為であっても、公務に対する信頼を失わせるものになりかねない。したがって、信用失墜行為の禁止の規定は、職務上のみならず職務外においても、教員である以上は課せられている。

- 秘密を守る義務
 - ・職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。（地方公務員法第34条）
 - ・職員会議の内容を軽々しく外部に漏らしたり、試験の問題を漏らしたりすることがあってはならない。生徒の個人情報も当然のことである。

- 職務に専念する義務
 - ・職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。（地方公務員法第35条）

- 政治的行為の制限
 - ・職員は、政治的行為の制限をうける。職員は、全体の奉仕者であって、特定の政党等に偏することなく、中立の立場で継続的かつ安定した職務の遂行を要求されるからである。（地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条）

- 争議行為等の禁止
 - ・職員は、同盟罷業（ストライキ）、怠業（サボタージュ）その他の争議行為をしてはならない。又、このような違法な行為を企たり、そそのかしたり、若しくはあおったりしてはならない。（地方公務員法第37条）

- 営利企業等の従事制限
 - ・職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げて職務に専念しなければならない。また、勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、学校がなすべき職務にのみ従事しなければならない。これらの義務が十分に遂行されるためには、職務に影響を及ぼすような行為に職員が従事することは、勤務時間の内外を問わず制限される。（地方公務員法第38条）



平成30年度

教育実践の手引

—特別支援学校用—

平成30年3月 発行

岐阜県教育委員会教育研修課

〒500-8384 岐阜市藪田南 5-9-1

TEL 058-271-3326

FAX 058-276-6774